

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務に係る外部結合について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課： 子ども総合センター 子ども総合支援係）

事業の概要

事業名	児童発達支援
担当課	子ども総合センター
目的	児童福祉法に基づく障害児サービス等利用計画の作成
対象者	児童福祉法に基づく障害児サービス利用対象者
事業内容	<p>これまで区では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもに対し、福祉部あゆみの家子ども発達センターにおいて、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにより発達支援を行っていた。平成23年4月からは、子ども家庭部子ども総合センターに移転し、引き続き児童デイサービスを実施している。</p> <p>児童福祉法の一部改正が、平成24年4月1日から施行されることにより、これまで障害者自立支援法に基づいた児童デイサービスから、児童福祉法に基づいた、児童発達支援に移行し、引き続き実施することになる。</p> <p>また、相談支援の充実の一環として、支給決定プロセスの見直しが行われ、相談支援体制の強化が図られることになった。</p> <p>このことに伴い、支給決定前のサービス等利用計画案、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）については、指定特定相談支援事業者が作成することとなった。</p> <p>子ども総合センターは平成24年4月から、指定特定相談支援事業者の指定を受け、サービス等利用計画の作成業務に従事する予定のため、作成したサービス等利用計画等についての請求事務が発生する。</p> <p>児童福祉法第24条の26第6項（平成24年4月1日施行）により、東京都国民健康保険団体連合会に給付費の請求をする。</p>

別紙(電子計算機の外部結合関係)

◇1. 外部との結合(第17条第1項第4号関係)……諮問事項

件名 児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務に係る外部結合について

保有課(担当課)	子ども総合センター
登録業務の名称	児童発達支援
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用または利用申請をしている障害児とその保護者の、 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証番号 ・受給者氏名カナ ・受給児童氏名カナ ・モニタリング日 ・サービス提供年月 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村番号 ・事業所番号 ・サービスコード ・単位数 ・請求額
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	<p>子ども総合センターは、平成24年4月から指定特定相談支援事業者の指定を受け、サービス等利用計画等を作成する予定である。作成に伴い、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務が発生するが、インターネット回線による伝送処理により、国民健康保険団体連合会のシステムと結合することで、請求事務の効率化が図れる。</p> <p>なお、厚生労働省は電磁媒体でのデータ受渡ではなく、原則として伝送によるデータ受渡を推奨している。</p> <p>※障害者自立支援法に基づく給付費の請求事務に係る外部結合については、平成19年度第3回審議会で承認済み。</p>
結合の形態	インターネット回線により、国民健康保険団体連合会のシステムに結合する。
結合の開始時期と期間	平成24年 4月 1日 から以降継続
情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝送されるデータについては、伝送セキュリティソフトや暗号化により漏洩・盗用・改ざん等を防止する。(電子証明書を利用する。) ○ データ伝送処理は、ID・パスワードによるアクセス制限を設ける。